

1 安心で安全な商品・サービスの確保に向けて

§ 施策の展開方向

(1) 商品・サービスの安全性を確保します

ア 家庭用品等の安全性の確保

(ア) 有害物質を含む家庭用品による健康被害などを未然に防止するため、家庭用品の監視体制の充実と家庭用品による健康被害情報の収集及び相談体制の整備を図ります。

担当部局：保健医療部

【主な取組】

- 繊維製品の買上検査の実施等、監視体制の充実

(イ) 液化石油ガスに関する消費者保安対策を推進します。

担当部局：危機管理防災部

【主な取組】

- 液化石油ガス販売所の検査、指導及び啓発の実施

イ 医薬品等の安全性の確保

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等の製造及び販売業者等に対する監視指導、検査体制の整備充実を図ります。

担当部局：保健医療部

【主な取組】

- 医薬品等製造及び販売業者などに対する監視指導の実施

ウ サービスの安全性の確保

理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業施設の監視、指導を充実し、営業者の衛生、安全性に関する自主管理体制の確立を促進します。

担当部局：保健医療部

【主な取組】

- 環境衛生関係営業施設等の監視指導体制の整備・充実

エ 危険な製品についての情報提供

被害の未然・再発防止を図るため、製品の回収情報を迅速かつ、わかりやすく消費者に情報提供します。

担当部局：総務部

【主な取組】

- 国等と迅速に情報交換を行うとともに、インターネットや市町村相談窓口等へ緊急情報の提供

§ 施策の展開方向

(2) 食品等の安全性を確保します

ア 総合的な安全対策の推進

(ア) 埼玉県食の安全・安心条例に基づき、県民、農林漁業関連事業者、食品等事業者、県が一体となって食品の生産から消費までの一貫した安全対策を推進します。
担当部局：保健医療部

【主な取組】

- 食の安全・安心確保に関する行動計画を毎年、策定し公表

(イ) 食品の生産、製造、流通に関わる者や給食施設従事者が自ら衛生管理や自主検査を実施し、食品等の安全確保を図る自主管理体制の確立を促進します。
担当部局：保健医療部

【主な取組】

- 食品等の安全性確保などを目的とした事業者の自主衛生管理の支援

(ウ) すべての消費者が安心して豊かな食生活が送れるよう、保健所などの監視指導・検査体制・情報提供機能を充実し、食に対する不安を取り除くための対策を推進します。
担当部局：保健医療部

【主な取組】

- 食品営業施設における監視指導・検査の実施
- 食中毒発生防止対策の実施
- O157等情報のデータベース化と関係機関への情報提供

(エ) 食品営業者に対して彩の国ハサップガイドライン（ハサップの考え方を導入した衛生管理方式）を普及し、食品の安全性確保の向上を図ります。
 担当部局：保健医療部

【主な取組】

- 彩の国ハサップによる自主管理体制の推進

※ハサップ

食品の製造・調理等の各工程で、食中毒の原因や異物混入の原因を見つけ出し、その中で特に重要な行程を重要管理点（CCP）として、重点的に管理し、完成した製品や調理品の安全を確保する方法です。

(オ) 食品への残留や環境への影響が懸念されているダイオキシン類等の化学物質について、排出規制を行うとともに、情報提供など総合対策を推進します。

担当部局：環境部

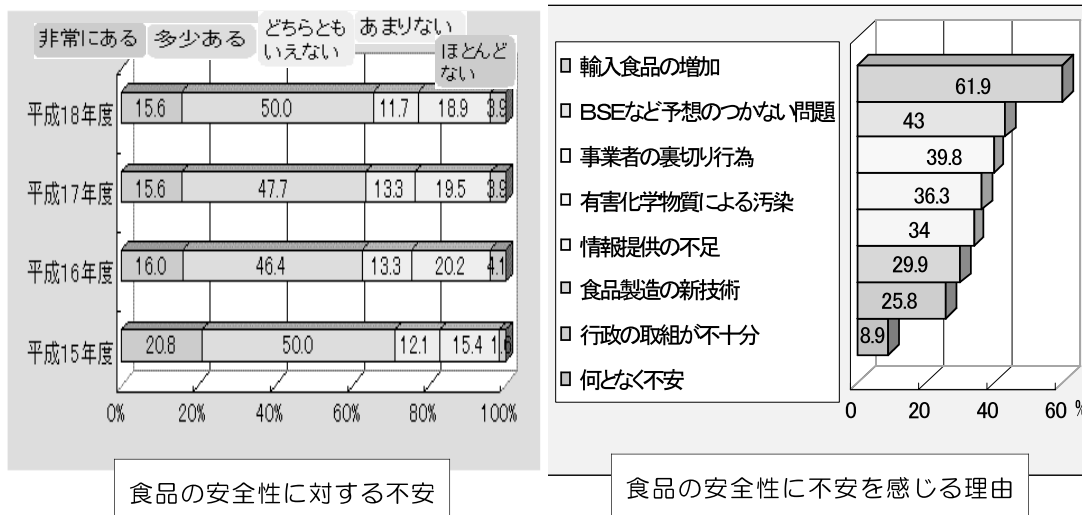
【主な取組】

- 工場・事業場の規制指導の実施

◆ 食品の安全性に対する県民意識 ◆

平成18年度の県政世論調査では、「食品の安全性への不安」は、調査を開始した平成15年度と比較して5.2ポイント減少しているが、前年度より増加し、依然として高い傾向にある。

不安を感じる理由については、「輸入食品の増加」と「BSEなど予想のつかない問題」が高い割合である。



イ 検査・監視体制の充実

(ア) 食用に適さない食肉、食鳥類の流通防止を目的に、と畜検査（牛、豚等）及び食鳥検査を実施します。また、牛については、BSE検査を実施します。

担当部局：保健医療部

【主な取組】

- BSE検査など家畜伝染病に係る検査・指導

(イ) 水道用水の安全を確保するため、水質の管理指導を行うとともに、検査体制等の整備充実を図り、きめ細やかな水質管理を行います。

担当部局：保健医療部、企業局

【主な取組】

- 水質検査・水質監視の実施

(ウ) 良質な牛乳を供給するため、原料乳の乳質改善を図るとともに、研修等により、衛生管理の向上を図ります。

担当部局：農 林 部

【主な取組】

- 原料乳の乳質の向上を図るとともに、学校給食用牛乳の消費拡大を図る。

(工) 輸入食品の安全性を確保するため、監視指導や収去検査体制を強化します。 担当部局：保健医療部

(才) 食品の製造・加工・流通・販売の各段階における食品衛生の監視指導や指定外食品添加物、異物混入、残留農薬、遺伝子組み替え食品等についての検査体制を充実するとともに、違反業者への指導、事業者名の公表により違反食品の排除に努めます。 担当部局：保健医療部

【主な取組】

- 食品の監視・検査（不良食品の排除、適正表示の徹底）の強化
- 卸売市場の監視の実施

■ 営業施設の監視指導

食品衛生監視員が食品等事業者に対する監視指導を行っています。



販売店での監視・指導



食品製造施設での監視・指導

ウ 安全・安心な食品の生産・供給

(ア) 化学肥料・農薬の使用量削減を柱とした「彩の国有機100倍運動」を推進し、農産物に対する安全指向や環境保全に関する意識の高まりに対応した、安全・安心な農産物の安定供給を図ります。

担当部局：農 林 部

【主な取組】

- 特別栽培農産物の普及

(イ) 安全で安心な養殖魚を生産するため、養殖管理の適正化を図ります。

担当部局：農 林 部

【主な取組】

- 食用魚生産者に対する適正な養殖管理指導の実施

(ウ) 畜産物の安全性を確保するため、飼料及び飼料添加物の適正使用を図ります。また、動物用医薬品の適正な流通と使用を図ります。

担当部局：農 林 部

【主な取組】

- 飼料の安全性の検査の実施
- 動物用医薬品監視指導の実施

(工) 安全で安心な食品の提供を図るため、食品の安全性の確保に関する研究を行います。
担当部局：産業労働部

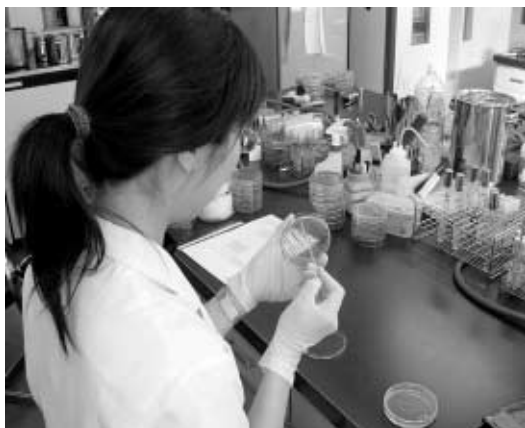
【主な取組】

- 食品の安全性の確保に係わる調査・研究の実施
- 食品の安全性の確保に係わる技術開発の推進

■ 食品等の検査

食品衛生監視指導計画と連動して実施している食品等の検査は県衛生研究所で行っています。

この検査で違反した食品等が確認された場合は、当該品が販売や使用されないよう関係機関と連携し、回収または廃棄等の危害防止の措置を講じます。



細菌検査（埼玉県衛生研究所）



残留農薬の検査（埼玉県衛生研究所）

エ 食品に関する情報の提供

- (ア) 生産段階における自主衛生管理の取組を推進し、県産農畜水産の安全・安心を確保します。
担当部局：農 林 部

【主な取組】

- 自主衛生管理モデル集団の推進

- (イ) 消費者に安全で安心な県産農畜水産物を提供するため、生産・流通履歴情報がいつでも把握できるトレーサビリティシステムの構築を推進します。
担当部局：農 林 部

【主な取組】

- トレーサビリティシステムの導入支援

- (ウ) 県政出前講座の開催や各種広報紙、ホームページなどの活用により県民に分かりやすい食の安全・安心に関する情報を提供します。
担当部局：総務部、保健医療部

【主な取組】

- 出前講座、イベント、ホームページ等による情報提供の実施
- 生活科学センターでの消費生活に関する情報の提供
- 多様な消費啓発講座の開催、学習機会の提供
- 消費生活に関する情報紙、啓発資料の作成、配布
- 食の安心タウンミーティング、食の安全・安心研修会等の開催

オ リスクコミュニケーションへの参加の推進

食品の生産から消費に至る行程に係るすべての関係者の相互理解を目的として、意見交換を行います。

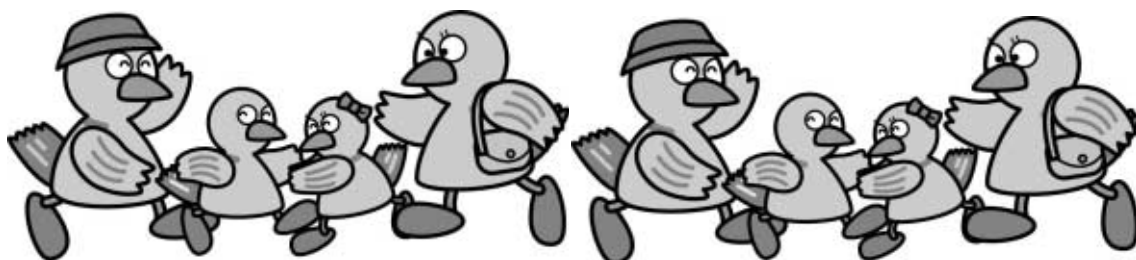
担当部局：保健医療部

【主な取組】

- 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの実施

※ 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション

食に係わる関係者の間で、リスクに関する情報、意見などを相互に交換することです。



§ 施策の展開方向

(3) 物価の動向を監視し、公正な価格形成を促進します

ア 価格・需給動向の調査・監視

生活物資の価格安定のため、価格の急騰時などにおいて不適正な事業活動の是正と情報提供を図ります。 担当部局：総務部

- 【主な取組】**
- 生鮮食品・石油製品についての調査及び県民への情報提供
 - 灯油等石油関連物資の価格調査の実施

年未年始に需要が増す生鮮食品等の調査結果 (平成18年12月)

《生鮮食品と灯油の年未年始の価格予想》

- 水産物はやや高め ↗
- 野菜は安め ↓
- 果物は高め ↑
- 灯油は前年並み →

	高め	やや高め	前年並み	やや安め	安め
水産物	まだら まぐろ フラッタイカ いくら	塩ざけ すじこ たこ いか かき	数の子 かまぼこ 伊達巻き ぶり タラバガニ	該当なし	該当なし
野菜	該当なし	ブロッコリ ー	春菊 ごぼう ねぎ かぼちゃ 三つ葉	はくさい こまつな 里いも たまねぎ さつまいも	だいこん ほうれんそう キャベツ トマト にんじん
果物	オレンジ みかん 柿 バナナ	いちご りんご	レモン	該当なし	グレープフルーツ

(平成18年12月13日 記者発表)

§ 施策の展開方向

(4) 生活物資の安定的な供給を図ります

ア 生活物資の安定供給

(ア) 多様な消費者ニーズに対応した新鮮で品質の高い農産物や畜産物の生産体制の整備と価格の安定対策を推進します。 担当部局：農 林 部

【主な取組】

- 野菜価格対策安定事業の農業者への加入促進
- ブランド農産物の生産拡大の支援
- ふるさと認証食品の拡大
- 肉用子牛、肉豚、鶏卵価格安定対策事業の事業者への加入促進

(イ) 県民の豊かな食生活を確保するため、卸売市場の整備など県内農産物等の流通の一層の合理化を図るとともに、直売所の整備など多様な販売経路を整備します。 担当部局：農 林 部

【主な取組】

- 電子商取引の導入や低温卸売場の整備など卸売市場の機能強化の支援
- 農産物直売所の整備支援や県産農産物サポート店の登録拡大

※ 県産農産物サポート店

県産農産物を積極的に取り扱っている店として、県に登録された店舗です。

(ウ) 消費者ニーズに対応した地域商業を振興するため、高齢社会や環境問題にも対応した魅力と活力ある商店街づくりを進めます。

担当部局：産業労働部

【主な取組】

- 専門家による指導の実施
- 安心・安全な商店街整備の支援

イ 震災時等における生活物資等の確保

(ア) 震災等の緊急時において、県民の生活物資等を確保するため、食糧、生活用品、医薬品等の備蓄、調達体制の整備、飲料水の確保などを推進します。

担当部局：危機管理防災部

【主な取組】

- 被災者に支給する食糧品、生活必需品、医薬品等の備蓄

(イ) 生活物資の調達など都市と農村の相互援助体制の確立を推進します。

担当部局：総務部、農林部

【主な取組】

- 生活協同組合との協定を維持し、相互連携を図る
- 農業協同組合と地元市町村との防災協定の締結を促進

§ 施策の展開方向

(5) 商品・サービスの規格・表示・包装・計量の適正化を図ります

ア 規格・表示・包装の適正化

(ア) 消費者の適切な選択の確保を図るため、家庭用品の品質表示の適正化を推進します。

担当部局：産業労働部

【主な取組】

- 権限移譲されていない市町村における店舗の立入検査の実施

(イ) 食品衛生法、JAS法をはじめとする食品関係法に基づいた表示制度の周知や適正表示についての監視指導、実態調査を実施し、不適正な表示については事業者に対する是正指導や行政処分を実施します。

担当部局：保健医療部、農林部

【主な取組】

- 食品表示に関する現地調査、立入調査、指導の実施
- 食品製造業者及び販売者を対象に栄養表示基準制度等の指導、説明の実施

(ウ) 省資源や消費者の適切な選択の確保を図るため、商品包装の適正化を推進します。

担当部局：総務部

【主な取組】

- 百貨店、小売店等において包装の適正検査の実施

イ 計量の適正化

適正な商品の取引を確保するため、食料品小売店の量目検査、製造工場の立入検査などにより、計量の適正化を推進します。

担当部局：産業労働部

【主な取組】

- 工場、商店及び事業所等へ立入検査の実施

ウ 広告その他表示の適正化

事業者の商品・サービスに対する虚偽、誇大広告等の監視・指導を行うとともに、適正な表示を行うよう普及啓発に努めます。

担当部局：総務部、保健医療部

【主な取組】

- 事業所等が実施している景品類や広告等の監視及び指導
- 商品・サービスにおける様々な表示の適正化について関係各課と連携した監視・指導及び普及啓発の実施

不当な表示とは？

- ◆食肉の場合………
国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示して販売していたが、実は外国産の肉だった。
- ◆ダイエット食品の場合………
利用者の体験談やアンケートを用いて、食べても痩せられるかのように表示したが、実はねつ造された内容だったうえ、効能・効果の実証データも根拠のないものだった。
- ◆温泉の場合………
天然温泉100%と表示していながら、実は水道水を沸かしていた。
- ◆予備校の場合………
大学合格実績No1と表示していたが、他校と異なる方法で数値化したもので、適正な比較ではなかった。
- ◆家電量販店の場合………
家電製品について「メーカー希望価格の半額！ ¥〇〇〇〇の50%引き！」と表示しているが、実はオープン価格であり、メーカー希望小売価格の設定はなかった。

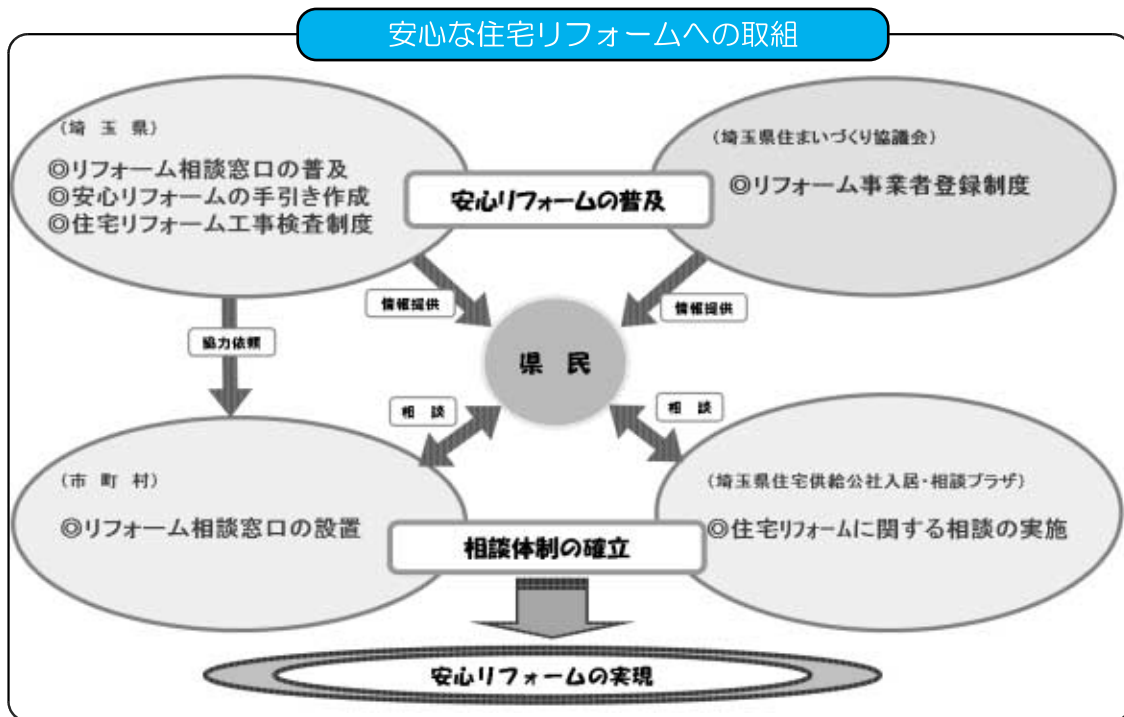
§ 施策の展開方向

(6) ゆとりある質の高い住まいづくり等を進めます

ア 安全で快適な質の高い住まいづくり

(ア) 県民が安心して住宅リフォームができる環境を整備し、住宅の品質確保の促進と情報提供を行います。 担当部局：都市整備部

- 【主な取組】**
- 住宅のリフォーム工事検査制度の構築



(イ) 室内空気中の化学物質による健康被害を防止するため、住まいの建材、家具や家庭用品に含まれる化学物質に関する情報提供を行うとともに、各保健所に相談窓口を設置し、健康で快適な居住環境づくりを図ります。 担当部局：保健医療部

- 【主な取組】**
- 県民の住宅に起因する健康被害相談窓口の設置

イ バリアフリーの住まいづくり等の推進

高齢者や障害者をはじめ、誰もが快適に暮らせるバリアフリーの住まいづくりを進めます。 担当部局：総合政策部、福祉部、都市整備部

【主な取組】

- 県営住宅にバリアフリー仕様の実施
- 鉄道駅のエレベーター設置などの支援
- 介護すまいる館での住宅展示及び相談指導

ウ 高齢者・障害者の生活の質の向上

(ア) 高齢者や障害者への配慮など人間工学等を考慮した商品テストを実施するとともに、すべての人が使いやすい（ユニバーサルデザイン）施設や日用品等の普及を進めます。 担当部局：総合政策部、福祉部、産業労働部

(イ) 高齢者や障害者の生活の質の向上を図るため、福祉用具や情報通信機器の普及を進めます。 担当部局：総合政策部、福祉部、産業労働部

【主な取組】

- ユニバーサルデザインの普及啓発
- 介護すまいる館でのユニバーサルデザインの展示及び普及
- 福祉用具に関する研修会の開催
- ユニバーサルデザイン※に係わる調査研究

※ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方です。